

# 新潟県森林作業道開設基準

平成 23 年 7 月 12 日 林第 377 号  
一部改正 平成 23 年 9 月 8 日 林第 551 号

民有林造林事業に付随する森林作業道の開設については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知。以下「国要領」という。）及び「森林環境保全整備事業実施要領の運用」（平成 14 年 12 月 26 日付け 14 林整整第 580 号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「国運用」という。）のほか、当基準の定めるところによる。

## 第 1 基準の目的

当基準は、国要領及び国運用に定める森林作業道整備の内容を補完するため、必要な事項を定め、適正な森林作業道の開設、事業執行を図ることを目的とする。

## 第 2 森林作業道の路線計画・施工

森林作業道の路線計画・施工については、「新潟県森林作業道作設指針」（以下「県指針」）に適合するように実施することとする。

また、「森林・林業再生プラン」（平成 21 年 12 月 25 日農林水産省公表）の施策の推進・検討を行うために設置された路網・作業システム検討委員会の最終とりまとめの内容を踏まえ実施すること。

## 第 3 路網区分による規格・構造等

林道、林業専用道、森林作業道の路網区分による規格・構造等を以下に示す。

森林作業道の開設にあたっては、既設林道や計画林道・林業専用道の規格との整合を図ることとする。

規格等区分 (主なもの)	車道		森林作業道
	林道	林業専用道	
走行予定(想定) 車両	一般の車両	森林施業専用の車両	主として林業用の機械
規格・構造(総括)	林道規程による	普通自動車(10トン積程度のトラック)や林業用車両(大型ホイールタイプフォワーダ等)の輸送能力に応じた規格・構造	主として林業用機械(2トン積程度の小型トラックを含む)の輸送能力に応じた規格・構造
幅員	林道規程による	車道幅員3.0m	幅員2.5m、3.0m
曲線半径	林道規程による	原則として普通自動車の諸元に示す最小回転半径の12m以上	規定無し
縦断勾配	林道規程による	原則として9%(舗装等を行う場合は12%)やむを得ない場合14%(延長100以内に限り16%)以下	基本的に概ね10°(18%)以下やむを得ない場合は短区間に限り14°(25%)程度
土工(切土)	林道技術基準による	土砂の場合6分、岩石の場合3分を標準	切土高1.5m程度以内が望ましい 土砂の場合6分、岩石の場合3分を標準 切土高1.2m程度以内の場合、土質により直切が可能
土工(盛土)	林道技術基準による	1割2分を標準	概ね1割より緩い勾配 盛土高が2mを超える場合は1割2分程度の勾配
測量・調査・設計	必要	必要	規定無し

## 第4 測量・設計

森林作業道の測量については国運用6(1)ウによることとするが、細部については次表により実施し路線計画図(平面図、縦断図、標準断面図)を作成することとする。

また、簡易構造物等を必要とする個所は平面図に位置を記載するとともに、必要により構造図を作成することとする。

延長測量	縦断測量	横断測量
測点杭は始点、終点、路線の変曲点、地形の変化点等の間点杭とする。	間点杭ごとに縦断測量を実施する。	急傾斜単価適用の場合実施する。

路線の法線については、集約化実施計画書の計画図面に転記するなど、施業地との関係を明らかにすることとする。

## 第5 発注

- 1 事業主体の発注・契約方法は、それぞれ当該団体の定めるところによることとするが、請負に付して実施する場合、競争入札による契約に努めることとする。
- 2 森林作業道開設に係る設計・積算及び設計書図書の作成については、事業主体の定めるところによる。

## 第6 出来形管理等

### 1 出来形管理

次表によることとする。

測定項目	測定内容又は基準	図面等
施工延長	実測延長測量(中心点測量)	実測延長図(実測平面図)(注1)
幅員	適宜 (任意の測点における指針幅員との整合確認)	任意様式
縦断勾配	実測縦断測量 (急勾配箇所(概ね25%以下)の確認)	実測縦断図
路面支持力 砕石	砕石施工面積(施工延長・幅)	面積求積図又は数量計算書(注2)及び実測延長図及び実測縦断図への設置区間表示
コンクリート 路面工	コンクリート路面工面積(施工延長・幅)	面積求積図又は数量計算書(注2)及び実測延長図及び実測縦断図への設置区間表示
簡易構造物 (砕石以外)	延長等	数量求積図又は数量計算書(注2)及び実測延長図及び実測縦断図への設置区間表示

※購入資材を使用する場合は、受け払い伝票等により使用数量を管理することとする。

注1: 路線施工延長はm止め(少数以下切り捨て)を標準とする。

注2: 面積及び数量の集計は少数第1位止め(第2位以下切り捨て)を標準とする。

### 2 工事写真

工事着手前・完了、主な簡易構造物及び施工過程の写真に適宜撮影することとする。また、簡易構造物等で完了時に確認できないものについては、延長等について写真管理することとする。

## 第7 森林作業道台帳の作成

事業主体は、別紙1 森林作業道台帳（事業主体保管用）を作成し路線の維持管理に努めることとする。また、県の竣工検査時に別紙2 森林作業道台帳の写し（検査用）を提出することとする。

なお、当該造林地を所轄する地域振興局は、事業計画の実行管理を行うとともに、事業完了後の維持管理等の指導に資するよう森林作業道台帳をとりまとめることとする。

## 第8 補助金交付申請の添付書類

事業主体が補助金交付申請の際に申請書に添付する書類は、新潟県民有林造林事業実施要領の運用6(1)アによるもののほか、下記とする。

- 1 出来形管理に基づく出来高設計書。ただし、事業主体が請負に付した場合は、実施設計書をもってこれに代えることができる。

## 第9 竣工検査

県が実施する森林作業道の竣工検査については、新潟県民有林造林事業竣工検査要領の規定により実施し、その内容は以下のとおりとする。

### 1 検査の種類

検査員は検査の結果について、検査復命書にとりまとめることとする。また、以下の(1)及び(2)については事業主体から提出のあった森林作業道台帳の写し（検査用）に検査内容等を記入することとし、検査内訳書として添付する。

#### (1) 書類検査

補助金交付申請書の添付書類のほか、出来形管理図面及び工事写真等を確認することとする。

#### (2) 現地検査

出来形管理図面及び出来高設計書と現地を対比し、出来形を確認することとする。

なお、現地検査にあたっては、新潟県森林作業道作設指針に即して森林作業道が適切な施工方法により耐久性のある構造等となっているかを主眼に検査することとする。

## 第10 補助金の算出

### 1 標準単価等

(1) 標準断面及び標準設計が適用できる部分の森林作業道の標準単価は、造林事業標準単価表によることとする。

(2) 標準断面及び標準設計が適用できない部分の森林作業道の経費については、県林業土木積算基準により算出することとする。なお、県林業土木積算基準に示されていないものについては、県林業土木積算基準第1章第1節1-1の2により算出することとする。

### 2 補助金の査定・算出手順

森林作業道の補助金の算出については、国運用4によることとするが、竣工検査により確定した査定事業量に対し査定標準経費及び査定積算経費を算出し、補助金を算出することとする。

(1) 県以外の事業主体が直営により実行した場合の補助金算出手順

ア 標準断面及び標準設計が適用できる場合 〔標準単価・設計のみで適用できる区間〕の査定標準経費を算出

$$\text{【査定事業量} \times \text{標準単価】} + \text{【間接費(0} \sim \text{31\%)]} = \text{【査定標準経費 (A)]}$$

イ 標準断面及び標準設計が適用できない部分がある場合 （積上積算を必要とする区間がある場合、その区間） の査定積算経費を算出

$$\text{【積上積算区間の査定事業量} \times \text{標準単価】} = \text{【査定積算（a）】}$$

$$\text{【積上積算区間の査定事業量} \times \text{県林業土木積算基準により算出される単価】} + \text{共通仮設費（9\%）} = \text{【査定積算（b）】}$$

$$\text{（【査定積算（a）】} + \text{【査定積算（b）】）} + \text{【間接費（0～31\%）】} = \text{【査定積算経費（B）】}$$

ウ ア、イにより補助金を算出

$$\text{（【査定標準経費（A）】} + \text{【査定積算経費（B）】）} \times \text{（査定係数} / \text{100）} \times \text{補助率} = \text{補助金額}$$

（2）県以外の事業主体が請負により実行した場合の補助金算出手順

ア 標準断面及び標準設計が適用できる場合 （標準単価・設計のみで適用できる区間） の査定標準基礎経費を算出

$$\text{【査定事業量} \times \text{標準単価】} + \text{【間接費（0～31\%）】} + \text{【消費税※1】} = \text{【査定標準基礎経費（A）】}$$

イ 標準断面及び標準設計が適用できない部分がある場合 （積上積算を必要とする区間がある場合、その区間） の査定積算基礎経費を算出

$$\text{【積上積算区間の査定事業量} \times \text{標準単価】} = \text{【査定基礎積算（a）】}$$

$$\text{【積上積算区間の査定事業量} \times \text{県林業土木積算基準により算出される単価】} + \text{共通仮設費（9\%）} = \text{【査定基礎積算（b）】}$$

$$\text{（（【査定基礎積算（a）】} + \text{【査定基礎積算（b）】）} + \text{【間接費（0～31\%）】} + \text{【消費税※1】} = \text{【査定積算基礎経費（B）】}$$

ウ ア、イ及び請負額（実行経費）により補助金を算出

（事業主体が市町村の場合）

$$\text{【査定標準基礎経費（A）】} + \text{【査定積算基礎経費（B）】} = \text{【査定基礎経費合計（C）】}$$

$$\text{【税込請負額※1】} + \text{【（測量設計費（請負の場合、税込請負額※1））】} = \text{【実行経費※2（D）】}$$

$$\text{（C）と（D）のいずれか低い額} \times \text{（査定係数} / \text{100）} \times \text{補助率} = \text{補助金額}$$

（事業主体が市町村以外の場合で標準断面及び標準設計が適用できない部分がある場合）

$$\text{【査定標準基礎経費（A）】} + \text{【査定積算基礎経費（B）】} = \text{【査定基礎経費合計（C）】}$$

$$\text{【税込請負額※1】} + \text{【（測量設計費（請負の場合、税込請負額※1））】} = \text{【実行経費※2（D）】}$$

$$\text{（C）と（D）のいずれか低い額} \times \text{（査定係数} / \text{100）} \times \text{補助率} = \text{補助金額}$$

（事業主体が市町村以外の場合で全て標準断面及び標準設計が適用できる場合）

$$\text{【査定標準基礎経費（A）】} = \text{【査定基礎経費合計（C'）】}$$

$$\text{（C'）} \times \text{（査定係数} / \text{100）} \times \text{補助率} = \text{補助金額}$$

（3）県が実行した場合の補助金算出

$$\text{実行経費※2} \times \text{（査定係数} / \text{100）} \times \text{補助率} = \text{補助金額}$$

- ※1 森林組合等が森林所有者からの受託により森林作業道を開設する場合において、森林所有者が本則課税業者（仕入税額控除の適用者）であるときは消費税相当額は補助対象としない。
- ※2 実行経費については、国運用4(4)による。

## 第11 森林作業道の維持管理

事業完了後の森林作業道の維持管理については、国運用5(3)によるほか次によることとする。

### 1 管理者

管理者は事業主体とするが、事業主体以外の者を管理者とすることもできる。

なお、事業主体以外の者を管理者とする場合は、協定書等によりそれぞれの責務を明確にすることとする。

### 2 管理方法

管理者はゲートの設置・施錠等により、必要に応じて一般の車両を禁止するなど適正に管理するよう努めることとする。

## 付則

この基準は、平成23年度事業から適用する。

# 森 林 作 業 道 台 帳 (事業主体保管用)

市町村	
-----	--

台帳整理番号		路線名		所在地		大字		地内		管 理 者				
森 林 作 業 道										名 称				
年 度	傾斜区分	開 設 延 長	幅 員	事業費 (森林作業道開設費用)	補 助 金	接続道路の状況				交通災害保険加入状況	所在地			
						区分	路線名	幅員	管理者名					
23年度										保 險 の 種 類	実 地 主 体			
24年度										保 險 会 社 名 称	名 称			
25年度										加 入 年 月 日	年 月 日			
26年度										制札・ 標柱	制札・標柱 有 無			
年度										ゲート の有無	ゲート 有 無			
事 業 計 画										実 績				
										(上段;集約化実施計画内の実績)				
										(下段;内、森林作業道を活用した実績)				
計画の種類	承認者	承認番号	承認年月日 平成 年 月 日											
		施業種別	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	計	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	計
(集約化実施計画)	市長	間伐												
		除伐												
		主伐												
		その他施業												
		造林												
		路網整備								/	/	/	/	/
保安林等	種類	面積	所有者氏名			作業許可等		申請年月日	平成 年 月 日				(事業主体保管用)	
							許可年月日	平成 年 月 日						

# 森林作業道台帳の写し

(検査用)

市町村	
-----	--

台帳整理番号		路線名		所在地		大字		地内		管理者						
森林作業道										名称						
年度	傾斜区分	開設延長	幅員	事業費 (森林作業道開設費用)	補助金	接続道路の状況				交通災害保険加入状況	所在地					
						区分	路線名	幅員	管理者名							
23年度										保険の種類		実地主体				
24年度										保険会社名称		名称				
25年度										加入年月日	年月日	所在地				
26年度										制札・ 標柱	制札・標柱	有無	受益者			
年度										ゲートの有無	ゲート	有無	住所	氏名		
事業計画										実績						
計画の種類	承認者	承認番号	承認年月日 平成 年 月 日						(上段;集約化実施計画内の実績) (下段;内、森林作業道を活用した実績)							
		施業種別	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	計	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	計		
(集約化実施計画)	市長	間伐														
		除伐														
		主伐														
		その他施業														
		造林														
		路網整備														
保安林等	種類	面積	所有者氏名		作業許可等		申請年月日	平成 年 月 日				検査内容(詳細は別記)				
							許可年月日	平成 年 月 日				検査日	平成 年 月 日			
													検査員氏名	(県地域機関で記載)		
													検査立会者 (事業主体)	(県地域機関で記載)		